

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会（第18回）議事録

日時 平成24年3月2日（金）9：00～10：26

場所 永田町合同庁舎7階 特別会議室

出席者 （委員）樫谷委員長、佐藤委員、島本委員、傍土委員、若月委員

（規制所管省庁）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 土生課長

厚生労働省健康局生活衛生課 堀江課長

法務省入国管理局入国管理企画官室 妹川入国管理企画官

文部科学省大臣官房総務課行政改革推進室 榎本室長

（事務局）

和泉事務局長、枝広事務局長代理、横山次長、上田参事官、

佐竹参事官、里見参事官、平口参事官、山田参事官、豊重参事官補佐

## 1. 開会

（樫谷委員長）それでは、定刻となりましたので、第18回「評価・調査委員会」を始めたいと思います。

写真撮影等は冒頭のみをお願いしたいと思います。傍聴の方もこれ以降の撮影は御遠慮いただきたいと思います。

よろしいですか。

それでは、進めたいと思います。

## 2. 部会報告

### （1）医療・福祉・労働部会及び地域活性化合同部会

（樫谷委員長）各部会の検討状況につきまして、それぞれ部会長から御説明をお願いしたいと思いますが、まず佐藤部会長、よろしくお願ひいたします。

（佐藤委員）医療・福祉・労働部会及び地域活性化合同部会では、規制の特例措置「935 伝統的建造物を利用した旅館営業事業」の件について全国展開に関する評価を行いました。

合同部会における議論の結果として、特例措置番号935については、本特例措置の活用の効果が確認され、また、特段の弊害も生じていないということから全国展開を行うという結論に至りました。

以上ですけれども、資料2、8ページのところですが、特例措置に係る評価意見案の詳細については事務局から報告をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

（里見参事官）それでは、事務局から評価意見案について、詳細につき御説明を申し上げ

ます。

「伝統的建造物を利用した旅館営業事業」について御説明申し上げます。11ページの④「特区における規制の特例措置の内容」でございます。

こちらは「玄関帳場等の構造設備基準を緩和し、伝統的建造物の特性を維持したまま、旅館として営業することを可能にする」というものでございます。

評価としては、今、部会長から御報告いただいたように全国展開ということで、その理由につきましては⑥の欄にございます。読み上げさせていただきます。

規制所管省庁によれば、本特例措置の実施による弊害の発生は認められなかったが、旅館営業施設と管理事務所等との距離に関する要件が厳しいとの意見があったことから、規制所管省庁による検討においては、要件を緩和する必要があるとのことであった。

一方、さらなる規制緩和は旅館業法における善良の風俗を保持する点で問題があるとの意見も踏まえ、全国展開に際しては善良の風俗の保持等の観点から必要な要件を課す必要があるとのことであった。

評価・調査委員会による調査では、本特例措置を活用した事業により、宿泊による売上の確保といった直接的な効果の他、当該施設を拠点とした近隣観光地への回遊といった効果が確認され、大きな弊害も発生していないことが認められた。

以上より、本特例措置の活用による効果が確認され、また特段の弊害は生じていないため、全国展開を行う。その際、善良の風俗の保持のために必要な要件の付与等を行う。

補足いたしますと、こちらの必要な要件の付与等でございますが、これは部会におきまして、まず、先ほど申し上げました距離に関する要件が厳しいという意見に対しましては、具体的には、旅館営業施設と管理事務所等との距離が100メートルの区域内と現行されているところ、速やかに駆けつけることができる範囲という改正案が示され、部会としてもその方向で問題ないとされております。

一方で、善良な風俗の保持等の観点から必要な要件につきましては、こちらは厚生労働省から建物の管理取扱責任について書面を取ることや、1棟まるごと貸与する場合には建物の鍵の管理を宿泊者の責任により実施することなどの案が示され、部会においてもその方向で問題ないとされております。以上でございます。

(樫谷委員長) ありがとうございます。

今の935の御説明につきまして何か御意見、御質問ございましたら、どなた様からでも御発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(樫谷委員長) よろしいでしょうか。この「速やかに」という表現は決して強くなったという、100メートルの区域というものに更に制限がかかったということではなくて、100メートルをもうちょっと弾力的に判断する、ケースバイケースに応じて判断する、こういうふうに理解してよろしいのですね。

(里見参事官) はい。

(樫谷委員長) よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

(樫谷委員長) 935の件はこちらの部会での議論を前提として、厚生労働省ほかの部分も含めてもう事前にこの規制の見直しについて検討していただいたということで、本当にどうもありがとうございました。

(2) 医療・福祉・労働部会

(樫谷委員長) 次に、医療・福祉・労働部会での検討状況につきまして、佐藤部会長より御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

(佐藤委員) 医療・福祉・労働部会では規制の特例措置「934 指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業」の意見について、全国展開に関する評価を行いました。

部会における議論の結果として、特例措置番号934、これは資料2、9ページですが、も、個別支援計画の策定が要件とされた以降、すなわち平成22年6月以降、医療実績のある事業所が累積で5か所以上になった時点で、つまり、累積ですので途中で入らなくても累積で5か所以上になった時点で障害が生じていなければ評価を経ることなく全国展開し、弊害が生じていれば改めて評価を行うという結論に至りました。この特例措置に関わる評価意見案の詳細について、また、事務局から報告いただければと思います。では、よろしくお願いします。

(里見参事官) では、事務局から御報告いたします。

資料の9ページでございますが、まず、この特区における規制の特例措置の内容は④の欄にございますように「障害者又は障害児が、近隣において、障害者自立支援法に基づく自立訓練等を利用することが困難な場合に、介護保険法に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業所を利用することを可能とする」というものでございます。

⑤の「評価」につきましては、今、部会長からあったとおりで、その理由につきまして⑥の欄をご覧ください。

規制所管省庁によれば、児童デイサービス及び自立訓練については、否定的な意見は少ないものの、個別支援計画を策定する体制が整っていないことから、事業の普及が進んでいない。

具体的にそれぞれ見ますと、児童デイサービスにつきましては、本年度の実績で7人の受入があるものの、2事業所の実績でございます。

また、自立訓練につきましては、昨年6月に個別支援計画の策定等を受入の条件として付し、特区として継続をすることとしたところ、これについては条件を追加してまだ間もないこともあり、実績がなかったということでございます。

一方、評価・調査委員会による調査では、障害児(者)が高齢者と接し、対人関係の療育が見られた等の効果が発現している。また、家族の負担軽減、高齢者との相互理解等、効果が確認できたところでございます。

以上により、全国展開に向けた弊害は確認できていないものの、全国展開の判断に必要な利用実績が十分でないことから、平成24年度以降、規制所管省庁は内閣官房と連携して毎年度利用状況の把握を行った上で、先ほど部会長からございましたように、それぞれ事業所が累積で5か所になった時点で弊害が生じていなければ評価を経ることなく全国展開し、また、弊害が生じていれば改めて評価を行うとしております。

⑦の「今後の対応方針」でございますが、1点目は、平成24年度以降、規制所管省庁は内閣官房と連携して毎年度利用状況の把握を行うこと。

そのほか、2行目以降でございますが「内閣官房及び規制所管省庁は、本特例措置について、一層の周知や情報提供に努めるとともに、特に規制所管省庁は、有効に実施されている地域での取組事例を踏まえ、円滑に実施し、効果を生じるために必要なポイントと考えられる事項を他地域の地方公共団体等の関係者に対し情報提供するなど、本特例措置の有効な活用が進むよう取り組むこと」。

また、「規制所管省庁において特段の弊害が確認されずに全国展開する場合には、規制所管省庁が把握した利用状況や全国展開の具体的内容について、あらかじめ評価・調査委員会に報告すること」とされております。以上でございます。

(樫谷委員長) ありがとうございます。

それでは、934につきまして、何か御意見や御質問ございませんでしょうか。

よろしいですか。

それでは、ただ今の部会の報告につきまして、委員会として了承することとしたいと思います。御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

(樫谷委員長) ありがとうございます。意義がないようでございますので、委員会として了承することとしたいと思います。

### (3) 地域活性化部会

(樫谷委員長) 次に、地域活性化部会の検討状況について、私が部会長をさせていただいておりますので報告をしたいと思います。

地域活性化部会では、規制の特例措置「506 外国人技能実習生受入による人材育成促進」の1件につきまして、全国展開に関する評価を行いました。

地域活性化部会における議論の結果といたしまして、特例措置番号506につきましては、地域性の強い特例措置として、特区において当分の間、存続するという結論に至りました。なお、規制所管省庁は、特区での適切な運営の確保に取り組むこととともに外国人技能実習制度一般に生じている問題について実態調査を行って平成26年度に本委員会に報告していただくことになりました。

特例措置に係る評価意見案の詳細につきましては、事務局から御報告をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

(里見参事官) それでは、13ページの評価意見案の、特例措置の内容でございます。④の欄ですが「中小企業等が外国人技能実習生の実習実施機関となる場合の上限である、受入れ人数枠を3人から6人に拡大する」という措置の内容でございます。

評価は、御報告いただいたとおり「特区において当分の間存続」でございます。

その理由でございますが、⑥を読み上げさせていただきます。

規制所管省庁によれば、未だに技能実習生についての労働関係法令違反が疑われる等の不適正な事案が確認されたとしている。しかし、評価・調査委員会としては、これらの事案は外国人技能実習制度一般に生じる弊害であり、本特例措置固有の弊害ではないと考える。

本特例措置については、評価・調査委員会による調査においては技能実習生派遣国における人材育成に寄与し、地域における国際貢献意識の向上に繋がるなど、経済効果、社会的効果の発現が認められる。

一方、外国人技能実習制度自体に起因する弊害が生じていることは認められるため、規制所管省庁は、特区において、地方公共団体の実習実施機関等への関与を強化する等の取組を通じて特区における技能実習制度の運用の改善を図りつつ、さらに本特例措置等の今後の見直しに反映させていくべきと考えられる。

これらの点を踏まえ、本特例措置については、地方公共団体の実習実施機関等への関与を強化させることとし、地域性の強い特例措置として特区において当分の間存続させることが適当と考えられる。

以上が理由でございます。

次に、⑦の「今後の対応方針」でございます。

読み上げさせていただきます。

規制所管省庁は、特区における取組として、地方公共団体に対して文書の発出等を行うことにより制度の周知・徹底を図るとともに、今後、地方公共団体が実施する実習実施機関に対する定期的な訪問調査・報告を通じて特区における技能実習制度の適切な運営の確保に取り組むこと。

なお、規制所管省庁は、外国人技能実習制度一般に生じている弊害について、全国の監理団体及び実習実施機関に対し、平成22年7月に施行された新しい技能実習制度を踏まえて制度の周知・徹底を図るとともに、地方入国管理官署は労働基準監督署等関係機関と連携し、全国の監理団体を対象として実態調査を実施するとしている。

規制所管省庁は、これらの状況について平成26年度に評価・調査委員会に報告するものとし、評価・調査委員会は、その内容について検討を行うものとする。更に、それ以降においても、規制所管省庁は、評価・調査委員会の求めに応じて報告するものとする。以上でございます。

(樫谷委員長) ありがとうございます。

ただ今、御説明いただきました内容に関しまして何か御意見、御質問ございましたら、

御発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(樫谷委員長) よろしいですか。1階の部分についてまだ課題があるので、その課題について法務省を中心に調査して、その対応をしていただく、こういうことですね。

(里見参事官) はい。

(樫谷委員長) よろしいでしょうか。

それでは、ただ今の部会の案につきまして了解するという事でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

(樫谷委員長) ありがとうございます。御異議がないようでございますので、部会として了承することとしたいと思います。

#### (4) 教育部会

(樫谷委員長) 次に、教育部会での検討状況につきまして、若月部会長より御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(若月委員) 教育部会長の若月でございます。よろしくお願いいたします。

この教育部会では、「816 学校設置会社による学校設置事業」の評価、それから「830 市町村教育委員会による特別免許状授与事業」、そして「832 インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業」、この3つを検討させていただきました。

まず、今日は若干順不同になりますけれども御報告を申し上げます。

初めに、規制の特例措置「830 市町村教育委員会による特別免許状授与事業」、そして、「832 インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業」、この2件につきまして、まず全国展開に関する評価を行ってきたわけではありますが、その議論の結果を申し上げたいと思います。

初めに830の方であります。特別免許状でありますけれども、これにつきましては、免許状事務を市町村が担うことは困難が多く、課題のある事例についても委員の間である程度これは共有されております。

その一方、この本特例措置によって一定の効果が見られるという地域もございました。そういったことから、市町村の教育委員会によるこの免許事務、これが適性に実施されることを担保するための手段等について検討をした上で平成25年度において改めて評価をしていこうと、こういう結論に至ったものでございます。

それでは、この件につきましては、まず、この案についての詳細を事務局の方から御報告をいただければと思います。

(樫谷委員長) 事務局から、よろしいでしょうか。

(平口参事官) では、15ページをご覧ください。

830の評価意見案でございます。④「特区における規制の特例措置の内容」でございます。

「市町村教育委員会が、地域の特性を生かした教育を実施するなど教育上特段のニーズがあると認める場合は、その市町村でのみ効力を有する特別免許状を授与することを可能とする」ということで、評価につきましては部会長が今、御説明されましたとおり、平成25年度に評価を行うということでございます。

⑥の「判断の理由」は⑦の中で御説明をさせていただきたいと思います。

⑦の「今後の対応方針」ですけれども、まず「規制所管省庁の調査によると、教科の専門的知識・技能を有するか疑問である者に免許状が授与されている事例が見られる」とのことでありました。また「認定地方公共団体は、もともと免許状授与の実務経験がないなど、こうした免許状の事務に苦慮している」との指摘もなされました。「こうしたことから、規制所管省庁としては、本特例措置は廃止するべきであり、地域の特性をいかした教育等の実施は『都道府県教育委員会による特別免許状授与の促進』、あるいは『特別非常勤講師制度』などを活用していくことが必要」ということでもございました。

一方、評価・調査委員会の調査では、地元人材の活用等によって教育方法の多様化が図られることが確認されましたし、地元人材の雇用創出効果、町民と生徒との交流が深まった。あるいは町の芸術文化の向上等々の効果があったということが確認されました。本特例措置を実施している4つの地方公共団体からは、いずれも効果が発現しているとの回答がありまして、今後も特色ある教育活動のため、経験を積んだ社会人の能力を学校教育に活用することを期待すると回答してきており、存続の必要性が示されております。

以上の点を踏まえまして、本特例措置については、認定地方公共団体がしっかりと特別免許状授与制度の趣旨を踏まえた上で、特別免許状の適切な授与、それから、管理を行うことが重要であるという確認をいたしまして、したがって、内閣官房と規制所管省庁とで、市町村教育委員会による免許事務が適正に行われることを担保するための手段等について更に検討を行う。その上で、当該検討を踏まえて平成25年度に報告を行った上で、評価を行うという結論に至りました。以上です。

(樫谷委員長) ありがとうございます。

それでは、830につきまして御意見、御質問ございますでしょうか。

よろしいですか。ここに書いてある「手段等について、更に検討」、手段等というのは具体的にどんなようなことを。まだ、これから議論する訳なんですけど。

(平口参事官) 教員の専門性があるとか知識・技能を有するかということについて、規定ですね、条例とか、規則とか、そういうのはそれぞれが持っているのですけれども、実際的にそこで、面接などもやられているのですが、どのくらい専門性が測られているのかというような、その専門性の確かめ方というんですか、そういうやり方について、もう少し踏み込んだ助言とかそういうことができないか等については検討していきたいと思います。

(樫谷委員長) これはガイドラインみたいなものをつくる必要はないのですかね。それぞれその土地のその人で、なかなか特色だから難しいと思うのですが、何かそんなようなこともあり得るのでしょうか。

(平口参事官) これは市町村側が免許状を与えるものですから、一応、都道府県がどういう基準で与えているのかというものに沿って市町村ごとにつくってもらっているのですが、今、榎谷先生がおっしゃっているのはその運用ですね。ガイドラインみたいなものを含めて、また検討していきたいと思います。

(榎谷委員長) そういったことを検討すると、こういうことですね。

(平口参事官) はい。

(榎谷委員長) わかりました。

よろしいですか。

それでは、830につきまして、この意見案を了承するという事で、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

(榎谷委員長) では、830については異議ないということで、委員会の案としたいと思います。以上でございます。

それでは、832でございます。

(若月委員) はい、ありがとうございます。

それでは、次に特例措置832、インターネットに関することであります。

これにつきましては、まず大学につきましては、規制所管省庁においてインターネット大学に関する課題を克服する方法について、専門的な見地から十分検討を行った上で、平成25年度中を目途に全国展開を行うという結論に至りました。

一方、大学院につきましては、本特例措置の活用実績というものがまだないわけですので、それが確認された時点で本委員会において改めて評価をしていこうと、こういう結論になったものがございます。以上でございます。

あとは、また事務局の方から、よろしく申し上げます。

(榎谷委員長) 事務局、お願いします。

(平口参事官) では、補足説明させていただきます。16ページをご覧いただきたいと思っております。

「評価意見案」でございますけれども、④の「特区における規制の特例措置の内容」でございます。

「地方公共団体が、その地域内においてインターネット等のみを利用して授業を行う大学の設置を促進する必要があると認める場合には、当該大学の教育研究に支障がないと認められる場合に限り、インターネット等のみを利用して授業を行う大学の設置に当たって、大学設置基準等に規定する校舎等の施設に関する基準によらないことを可能とする」ということで、⑤番目の「評価」につきましては先ほど部会長が御報告したとおりでございます。

⑥の「判断理由」も⑦の中で御説明したいと思います。

⑦の「今後の対応方針」ですけれども、規制所管省庁によりますと、特区計画の履行状



況について問題点が指摘されている例もあったのですけれども、一定の改善が図られていた。しかし、図書館やコミュニケーションのためのスペース不足、あるいは充実の必要性について学生・教員双方から少なからず指摘されいているという状況でございます。一方、評価・調査委員会の調査では、時間的・地理的制約を超えた専門教育を受ける機会を提供することによる人材育成が図られていることが確認されたということでございます。

以上を踏まえまして、部会長がおっしゃられたとおりののですけれども、大学につきましては、「規制所管省庁において、教員と学生との対面性を補完する方策などインターネット大学に関する課題を克服する方策について、専門的な見地から十分な検討を行った上で、平成25年度を目途に全国展開を行う」。

それから、一方、大学院につきましては適用事例がないことから、「大学院において本特例措置の活用実績が確認された時点で評価・調査委員会において改めて評価を行うこととする」といたしました。

「なお、専門部会においては以下のような議論があった」ということで、日本がこれから迎える人口減少化社会に向けた教育あるいは僻地における教育、特に市町村の義務を言っているのだと思いますけれども、そういうことのためにも、大学においてまずインターネット教育をやった上で初等中等教育の参考として図っていけばいいのではないかと。あるいは米国でインターネットを利用した教育が進んでいて、対面性の重視ということの改善策なども見られるから、そういうのも参考にしながら全国展開を進めていったらどうかという御意見がございました。以上です。

(樫谷委員長) ありがとうございます。

832につきまして、何か御意見、御質問ございましたら御発言いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

(若月委員) 私が発言するのも変なんですけれども、平成25年度目途に全国展開をするということで、これはそう話し合ったのですが、例えば規制所管庁の方では、これをもう少し具体的にと言ったらいいのでしょうか、このスケジュールと言ったらいいのですか、こんなものは何かまだないです。大体見通しはあるのでしょうか。

(樫谷委員長) よろしければスケジュールを。では、文科省から。

(榎本行政改革推進室長) ありがとうございます。文科省行政改革推進室長でございます。

この件に関しましては、今後大きく2段階のステップでの検討を考えております。まず、この春をめどといたしまして、通信教育やeラーニングに関します専門家による検討会の立ち上げを念頭に置いております。そういった専門的な検討を1年ほど、まず行えればと思っております。

それから、2つ目のステップといたしまして、そうした専門的な検討を踏まえまして、こちらにございますとおりの平成25年度末までに、全国展開のための所要の措置ということで、中央教育審議会におきまして具体的な設置基準の改正の検討に入るというスケジュー

ルを念頭に置いてございます。

この中央教育審議会に関しましては、そこの中の大学分科会というところがございまして、そこにおきましても既にこういった問題意識を持っております。昨年、大学分科会が出しました報告におきましても、このような記述がございまして。

多様かつ柔軟な学習を可能とする観点から、通学制と通信制の在り方について、その区分の存続の是非も含めて見直しを行うことが必要であるといった論点がございまして。

今、大学は通信制と通学制別々の設置基準がございましてけれども、そういったままでいいのかといった観点も踏まえた検討が、これから想定されておりますので、その中で議論できればと思っております。以上です。

(樫谷委員長) ありがとうございます。

若月先生、よろしいでしょうか。

(若月委員) 中教審の方のその議論と、こちらが一応平成25年度を目途にという、そこから辺での齟齬が出てくるような可能性はないですね。

(榎本行政改革推進室長) 今回、このような決定になりますと、中教審におきましても、そのスケジュールを念頭に置きながら全体の進行管理を整えていくことになると思っております。

(若月委員) そうですか。そこはよろしくお願いします。

(樫谷委員長) ありがとうございます。

ほかに何か今の点、あるいはその他の点につきまして御意見、御質問はございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、832につきましてはこの案でいくということで、異議なしということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

(樫谷委員長) ありがとうございます。異議ないようでございますので、委員会として了承することとしたいと思います。

それでは、次の件を。

(若月委員) 最後に、特例措置の816、いわゆる株式会社の学校の件であります。これにつきましては、教育部会でも大変熱心に議論を進めてまいりました。その中から、今現在の状況を御説明いたしますと、この学校設置会社による学校設置事業というものにつきましては、経営的に苦しい学校が多いこと。これは補助金がないということもあります。それから、小学校あるいは高等学校の85%が学校法人化を考えたり望んだりしているという実態があったということ、それから、通信制の高等学校で、その教育についていろいろな課題があるという指摘がございました。これはかなり数字的にもはっきりと出ておりました。

その一方で、英語の教育であるとか、IT関係の教育であるとか、あるいは、いわゆる不

登校などの教育、そうした多様な生徒の状況、あるいは子どもたちの地域行事への参加、あるいは世代間の交流によつての地域の活性化、あるいは地元人材の雇用の創出といったような点についても一定の効果があったというようなことも確認をされたわけでありませう。

そういったようなことを踏まえながら、部会の委員さん方に議論をしていただいたわけですが、その中で部会の委員の方の多くからは、現在の状況のまま全国展開をすることは厳しいという指摘をいただいております。その多様な教育といったようなもの、今、申し上げましたように、英語だとか、ITだとか、不登校だとかといういろいろな状況があります。そういう多様な教育を提供する学校の設置形態というものについても、これは具体的な検討をしていく必要があるのではないだろうかという指摘もございました。

こうしたことを踏まえまして、現在の段階では、部会としての論点として、そうした今、現に通っていらっしゃる子どもがいらっしゃるわけですが、就学を維持するためのセーフティネットの整備、それから、事業の適正な実施を担保するための対応策、それから、学校経営面であるとか、あるいは教育研究面の課題、こういった論点に基づいて引き続き具体的な検討をしていきたいということになったわけですね。

そのために今日この評価意見案というものの資料を提出していないということがございます。若干イレギュラーなことなのではございますが、背景として、そういう今、経緯があるということがございます。

したがって、これはできるだけ早く、速やかに部会としてのもう1回論点を集約し、そして、それに対する対応策といったようなものを具体的に議論をし、まとめ、また、こちらのいわゆる調査・評価委員会の方に御報告を申し上げたい。そのときはまた、榎谷委員長にはこの816のために開いていただかなければなりません、是非これを開いていただきまして、報告を受けていただき、特区本部の方にそれを上げていただくよう、是非御尽力をいただきたいと思っております。

したがって、これにつきましては慎重に行いますが、できるだけ早くこの報告をさせていただきたいと、こんなふうに思っているところでございますが、事務局の方はいかがでしょうか。

(榎谷委員長) 事務局、よろしいですか。文科省、補足することが何かありますか。

(榎本行政改革推進室長) この816に関しましては平成22年の特区評価結果を踏まえた観点から4点だけ、よろしいでしょうか。

(榎谷委員長) はい、どうぞ。

(榎本行政改革推進室長) これに関しまして、2年前の指摘も踏まえまして、その特区における弊害ということに関しまして文科省としても把握してまいり、その状況は教育部会に報告してまいりました。その概要は若月部会長からお話があった概要でございます。

2つ目といたしまして、認定自治体に対する情報提供の重要性ということも2年前に指摘いただいております、これに関しまして、文科省といたしまして、認定自治体に対して個別の情報提供、それから、指導、助言も行ってきているところでございます。

また、大学への認証評価も実施しております。

また、3点目なのですが、先ほどございましたが、株式会社の学校法人化ということに関しましても柔軟な対応が可能になっております。大学と高校以下は別なのでございますが、大学の場合にも、それは文科省が行いますが、設置者の変更による学校法人設立ということで、基準の弾力的な取扱いということが今の基準でも規定されているところがございます。教育の質、それから学校運営の安定性、継続性の確保、これが確認できますれば学校法人化の柔軟な対応は可能でございます。

それから、高校以下、これは県が設立要件を定めるわけですが、これも、実はこれまでの特区の全国化を経まして資産要件、それから、校地、校舎の自己所有などの扱いに関しましても各県の判断で柔軟な取扱いは可能でございます。

したがって、こういった趣旨を文科省から改めて再度周知いたしまして、各県で地域の実情に応じた既存の株立学校の学校法人化ということも可能であると思っております。それから、4点目でございますけれども、先ほど若月部会長の報告にもございましたが、教育部会では、委員の方々から今のままで全国化することは厳しいというふうな御意見がございます。また、この件に関しましては、平野文部科学大臣もこの特区は廃止すべきであるというふうなお考えでございます。構造改革特区推進本部としての対応方針を決定するために、これまでの教育部会における議論を踏まえまして、特区評価・調査委員会におかれましては速やかな評価結果のとりまとめということが必要であると考えております。

(樫谷委員長) ありがとうございます。

若月先生、今の案について何かございますでしょうか。

(若月委員) いや、もうわかってることばかりです。最後は知りませんでした。

(樫谷委員長) 事務局は何かありますか。

よろしいでしょうか。

今の御説明で、決議事項ではございませんが、何か御意見、御質問ございましたら、御発言いただきたいと思っております。

よろしいですか。

それでは、教育部会の報告につきましては、これで終了としたいと思います。

### 3. 評価意見のとりまとめ

(樫谷委員長) それでは、「平成23年度の評価意見案」につきまして、私の方から簡単に御説明したいと思います。

(「意見案」配付)

(樫谷委員長) それでは「構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置のあり方に係る評価意見案」の平成23年度版でございます。

お手元にあると思っておりますけれども、先ほどとりまとめでいただきました報告を踏まえまして、評価・調査委員会としての意見案について、私より簡単に御説明したいと思います。

まず「1. はじめに」でございますけれども、これは当委員会の役割及び今年度の検討の概略について記載しております。

「2. 平成23年度の評価について」でございますけれども、まず「(1) 今年度の評価の進め方」について簡潔に記載させていただいております。

次に「(2) 評価の概要」というものを記載しております。具体的には今年度の評価の対象となっていた5件の特例措置について、それぞれについて理由を掲げて説明をさせていただきます。

最後に「3. おわりに」でございますけれども、構造改革特区制度に寄せられる期待を踏まえまして、規制所管省庁や地方公共団体に一層の取組みをお願いして結びとしております。

添付された案件ごとの評価意見案については各部会長から御報告いただいたとおりで、先ほど承認いただいたとおりでございますので省略したいと思います。

以上でございますが、何か事務局から、あるいはこれについて何か御質問ございますでしょうか。

よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

(樫谷委員長) それでは、評価意見案につきまして異議ないということで、この評価意見案を委員会の意見としたいということで、構造改革特別区地域推進本部長に提出したいと思っております。よろしくお願いたします。

#### 4. 新たに適用された特例措置等の評価時期の設定について

(樫谷委員長) 次に「新たに適用された特例措置等の評価時期の設定について」、事務局に説明いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

(豊重参事官補佐) 事務局でございます。

分厚い資料の17ページ目をご覧ください。資料6になります。

こちらに基づきまして、構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置について、評価時期の設定について御説明申し上げます。

17ページの資料の真ん中ほどに表が2つあります。初めて評価時期を検討するものとして、この後、概要は説明しますが「地方競馬における七重勝単勝式勝馬投票法の実施事業」、こちらについて平成25年度、評価時期を設定したいと考えております。

次の「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業(3歳未満児に関する事項)」、こちらについては平成24年度に評価時期を設定したいと考えております。

18ページ目は後回しにしまして、19ページ、概要の方を先に御説明したいと思います。

19ページ目は「地方競馬における七重勝単勝式勝馬投票法の実施事業」ということで「これまで」という枠の中に3行ありますけれども、競馬における勝馬投票法の種類は、

競馬法等において、5つ以下の競争の一着馬を全部的中させる投票法、5つ以上は認められていた、しかし6つ以上というのは認められていなかった。

その下にあります「取り巻く環境の変化」ということで「近年の著しいレジャーの多様化や景気の低迷による販売額の大幅な減少により、地方競馬を取り巻く環境は、厳しい状況にあるため、新たな競馬ファンも取り込み、活性化につながるような対策が求められている」と。これによりまして、黄色い丸の中ですが、新しく7つの競争の1着馬をすべての中させる「七重勝単勝式勝馬投票法が導入されることにより、新たな競馬ファンも取り込み、地域経済の活性化が期待できる」というものでございます。

下の方に佐賀競馬の例がありますけれども、昨年11月28日にこちらが認定されております。

18ページ目、1枚戻りまして、こちらの②番「理由」のところを読み上げさせていただきます。

「当該特例措置に係る構造改革特別区域計画は、平成23年11月に認定をされたところであり、平成24年4月から、実際に事業として七重勝の導入を始める予定である」。したがって、その「導入から1年間の実績を把握する必要があることから、平成25年度に評価を行うことができるスケジュールとした」、こういうスケジュールでいきたいと考えております。

続きまして21ページ、また、概要の方から御説明いたします。

21ページ「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」でございます。こちらは「原則」といたしまして、枠の中にありますが「保育所における給食については、民間委託は認められているが、施設外で調理し搬入する方法は認められていない」というものであります。

これに対しまして「取り巻く環境の変化」ということで「公立保育所において、運営の合理化を進める等の観点から、学校の給食センター等を活用することにより、調理業務について、公立保育所及び給食センター等の相互で一体的な運営を行うことが求められている」ということで、黄色の丸い枠ですけれども「公立保育所の給食について、保育所外で調理し搬入することを可能にする」、こういうものでございます。

下の方にいきまして、これは綾町の特区の事例がありますが、その上に米印があると思えます。こちらは平成21年度に実は評価・調査委員会で評価を行ってございまして、3歳児以上については平成22年6月から全国展開をしております。しかしながら、3歳児未満についてはまだ評価を行う必要があるとされていたものであります。

戻りまして、20ページ目をご覧ください。

こちら②番のところに「理由」がございまして、今、申し上げましたように「本特例措置は、平成21年度に評価を実施し、3歳未満児については、咀嚼機能発達等の観点から特に配慮が必要であるため、懸念される弊害を除去するための適切な方策を引き続き検討しつつ、特区として継続しているところ」と。平成21年度に評価を行いましてから更に

実績が蓄積されたことを踏まえまして、平成24年度に評価を行う、このように考えております。説明は以上でございます。

(樫谷委員長) ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして何か御意見、御質問ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、本日の案を評価・調査委員会意見として構造改革特別区域推進本部長に提出するということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

(樫谷委員長) ありがとうございます。

#### 5. 今後の構造改革特区制度の運用等について

(樫谷委員長) それでは、事務局からございますか。

(里見参事官) 資料7「構造改革特別区域法・地域再生法の一部改正法案」、資料8「今後の構造改革特区制度の運用の方向について」を御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、資料の22ページをご覧ください。

「構造改革特別区域法の一部を改正する法律案」の概要でございます。既に今通常国会に提出し、御審議をお願いしているものでございます。

法改正の背景でございますが、この上の青枠の部分でございます。平成15年の法施行以来、これまで1,100件を超える構造改革特区計画の認定、700項目を超える規制緩和を実現してまいりました。

実は、この法律に基づきまして、特例措置に係る新たな提案を募集する期限、また、新しい特区計画の認定を申請する期限が平成24年3月31日に迫っております。それらにつきましては、地方公共団体から制度の存続について強い要望が寄せられております。それを踏まえ、これらの期限につきまして、平成29年3月31日まで延長するという内容を盛り込んでおります。これが法案の概要の1点目でございます。

それから、下の段の紫色の部分の2点目でございますが、規制の特例措置の追加を大きく3点盛り込んでおります。これは地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けた構造改革特区計画に基づき実施する事業に適用できる規制の特例措置として、法律レベルの措置でございますが、1つ目が酒税法の特例、2つ目が河川法及び電気事業法の特例、3つ目が地方公共団体の事務に係る規制に関する条例委任の特例を追加するものでございます。

特にこの3点目につきましては、これまでにない規定でございます。この3点目の説明にありますように「地方公共団体の事務に関する政省令に規定された規制について、規制の特例措置を認定地方公共団体の条例に委任」という特例措置でございます。

併せて、24ページの「地域再生法の一部改正法案の概要」について御説明させていただきます。

この地域再生法につきまして、法改正の背景でございますが、上の青い枠の部分をご覧ください。

昨年12月24日に閣議決定されました「日本再生の基本戦略」におきまして、地域再生制度の見直しがうたわれております。「高齢者の介護、医療、生活支援や、再生可能エネルギーを活用したまちづくりなどの特定の施策の推進を通じて地域の再生が進むよう、関連法制を見直す」と。これを踏まえて、法律の改正案の提出に至っております。

この法律案の概要で、特徴を申し上げますと、1点目、緑の枠の部分ですが、仮称ですが「特定地域再生事業」の創設でございます。「特定政策課題」と申しますのは「地域における少子高齢化の進展に対応した良好な居住環境の形成その他の地域再生に関する施策の推進により特に重点的に取り組むべき政策課題として政令で定めるもの」でございます。

政令につきましては、法律改正後に定められるものとなりますが、現時点でのイメージとしましては、3点掲げております。矢印のところをご覧くださいればよりイメージがわかかと思いますが、1つ目が「保健・医療、介護・福祉、子育て等のサービスをまちづくりと併せて一体的に整備・提供」。2つ目が「居住者の高齢化が進む郊外型住宅団地の再生」。3つ目が「省エネルギー対策、リサイクル対策等を一体的に行うエコタウンの推進」がイメージとして挙げられます。

こうした政策課題につきまして、地方公共団体が計画を作成し、総理大臣に認定を受けた場合に、一定の支援措置を受けられるというスキームでございます。

具体的な支援措置については、この緑の枠の一番下の黄色の部分「認定地域再生計画に基づく特定地域再生事業（仮称）に対する特別の措置」ということで、利子補給金の支給、地方債の特例、課税の特例などがございます。詳細については省略します。

これらの2法案の関連性を御説明いたしますと、26ページをご覧くださいと思います。総合特区制度と地域再生制度と構造改革特区制度、この薄い青色の部分が現行の制度でございます。

総合特区制度につきましては、昨年の6月に法律が成立し、現在、指定をされ、その計画に基づいて推進を図っているところでございます。どちらかと言いますと、これまでの地域再生制度や構造改革特区制度は一般的・汎用的で、広く市町村からそれぞれの課題に応じて御提案をいただくもの。それに対して、総合特区制度ですが、こちらは選択と集中という位置づけです。

この中で新たに、この地域再生制度の中で特定地域再生制度、先ほど申し上げました特定課題に対応した計画に基づいて事業を実施する地方公共団体に対して財政、税制、金融措置の支援の措置を拡充していく。これと併せて構造改革特区制度に基づく規制改革を活用いただくことで、総合特区と同様にあらゆる支援を受けながら特定の課題について対応していくことができる、そういった地方公共団体の支援制度というものを創っていくということで、構造改革特区制度につきましては、地域再生制度と一体的な活用ということを促したいと考えております。



それでは、これらの法改正が国会で成立すればでございますが、その後の運用の方向について28ページを基に御説明を申し上げたいと思います。

28ページの資料8-1でございます。

「1. 法改正後の構造改革特区の活用（提案、認定）の促進」でございます。これはもう今、申し上げたとおりでございますので省略しますけれども、地域再生制度や総合特区制度と一体的に連携して活用を促していくということでございます。

それから「2. 評価について」でございます。この「2. 評価について」は、これまでの評価を通じまして委員の先生方から御指摘いただいた点などを踏まえてまとめたものでございます。

「現行評価基準にそって、『全国展開』、『特区において当分の間存続』、『拡充』、『是正』、『廃止』の評価をより効果的、効率的に実施できるよう、以下の点等を改めて徹底し、また、見直しを行う」ということで3点挙げさせていただいております。

まず「(1) 内閣官房及び規制所管省庁は、過去の経緯を含めて、評価・調査委員会で審議いただくべき論点が明確になるような説明、議事運営に努めること。具体的には、①過去に評価対象となった特例措置については、過去の評価意見で指摘された事項について検証等を行った上で改めて評価を受けること（過去と同様の議論を繰り返さない）。②生じている弊害が特例措置固有のものか、制度一般に起因するものか等を可能な限り明確にして評価を受けること」。

「(2) 評価に際して実施する調査については、調査対象となる認定地方公共団体の負担等も考慮し、調査事項は焦点を絞った必要最小限のものとなるよう、内閣官房及び規制所管省庁は、事前に十分な調整を行うこと。また、相互の調査結果に齟齬が生じることのないよう予め検証等を行うこと」。

「(3) 内閣官房及び規制所管省庁は、今後、「拡充」、「是正」も含めて効果的に評価を受けることができるよう、調査・報告に努めること。具体的には、①内閣官房は、規制の特例措置の要件又は手続が過剰なものになっていないか等の観点からの拡充提案の積極的な掘り起しに努めること。②規制所管省庁は、弊害について調査・報告する場合においては、その弊害の予防のための運用の改善及び「是正」措置の可能性等その対応方針案についても併せて報告するよう努めること」。こちらの拡充、是正でございますが、もう既に御承知のとおりですが、資料の40ページをご覧ください。

40ページは、前の39ページから全国展開等の評価の基準について規定しているものでございまして、「ウ) 拡充」とございます。こちらは「規制の特例措置の要件又は手続が過剰なものになっていないか等の観点からの提案(以下『拡充提案』という。)等に基づき、規制の特例措置の要件又は手続を緩和又は変更する場合であって、当該緩和又は変更した要件又は手続について特区における検証を要すると認められる場合」、その下にございまして「エ) 是正」でございますが、こちらは「弊害が生じていても、規制の特例措置の要件又は手続を見直すことで弊害の予防等の措置が確保され、是正又は追加された予防等の措置

について特区における検証を要すると認められる場合」でございます。

これらも含めて効果的に評価をいただけるようにということで、具体的に、私ども政府側として努力すべき事項を①、②として掲げております。

「①内閣官房は、規制の特例措置の要件又は手続が過剰なものになっていないか等の観点からの拡充提案の積極的な掘り起しに努めること」「②規制所管省庁は、弊害について調査・報告する場合においては、その弊害の予防のための運用の改善及び『是正』措置の可能性等その対応方針案についても併せて報告するよう努めること」としております。

続きまして「3. 調査審議について」でございます。

これは第18次から第20次までの提案募集、第18次は平成22年、第20次が平成23年でございますので、昨年度、今年度行いました提案募集の中で未実現提案に係る調査審議を平成24年度上半期に行うというものでございます。

この2年間調査審議はございませんでしたが、この調査審議につきまして39ページをご覧いただければと思います。

39ページの上から2行目でございます。「③評価・調査委員会による調査審議」とございます。この中の「i）本部長の諮問」で「本部長は、内閣官房と関係省庁との調整によっては実現しなかった提案のうち、経済的及び社会的に意義があり、専門的知見を活用し、又は情勢の推移を踏まえて更に検討を深めることにより、新たに地域の特性に応じた規制の特例措置を講ずることができる可能性があるものについて、評価・調査委員会に諮問することとする」としております。

こちらにつきましては、31ページの資料の8-4に第18次提案から第20次提案まででまだ実現していない提案が合計294件でございます。この中には類似のものも含まれておりますので、実質的には数は減るかと思いますが、件数にして294件ございました。この中から調査審議を平成24年度上半期にお願いしたいというものでございます。

評価の運用の方向性については以上でございます。これらの内容は、今後、「構造改革特区基本方針」にも適宜反映させていきたいと考えております。

当面の平成24年度の評価の対象となる規制の特例措置については、29ページの資料の8-2にございますとおりです。掲げております特例措置は10件ございますが、この10件のうち一番上の「105・1222 搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業」と、2つ目の「834 地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業」、6つ目の「937 NPO法人による職業紹介に対する支援事業」、これら3件につきましては、これまでのところ、提案者だった地方公共団体1団体のみの実施となっております。

したがって、こちらについては、基本方針に基づき、今後さらなる実施の可能性があるかニーズ調査を行いまして、さらなる実施の可能性がある場合に評価をお願いすることになります。

また、3つ目の「910 病院等開設説会社による病院等開設事業」でございますが、

こちらも以前、医福労部会から御報告をいただいたとおり、現在実施している医療機関が昨年一時診療休止となったため、今年度の評価を見送ったものでございますが、今後、診療再開後、検証に必要なデータ収集の蓄積を前提に評価をいただくということになっております。

続きまして、30ページの資料の8-3「評価・調査委員会の年間スケジュール」でございます。

これは従来スケジュールを基にお示ししているものですが、大体前半に調査審議、後半にかけて評価をいただくということでございますが、先ほど御説明申し上げた運用の方向で、評価のための調査について事前に十分な調整を行うこととございますので、これについては、もう少し早めにやる必要があるか、改めて、委員の先生方に御相談を申し上げたいと思います。

(樫谷委員長) ありがとうございます。

運用の方向性につきまして何か御意見、御質問ございますでしょうか。

(若月委員) 1ついいですか。

(樫谷委員長) はい、若月先生、どうぞ。

(若月委員) 今、御説明の中で、特に29ページなのですが「平成24年度に評価を予定する規制の特例措置」今、挙げていただきました。先ほどこの委員会で私は樫谷委員長にもお願いをしたのですが、いわゆる私どもの816、株式会社に関する件なのですが、これはやはり長年検討し続けてきている経緯がもうあるわけですね。そう考えると、それはどういう結論に導くかということが一番大事なわけなのですが、さはさりながら、いつまでも同じ状況を何年も続けているというのは、ちょっと部会長としても恥ずかしい部分もあるし、そのそしりを免れない部分もあろうかと思うのです。どういう結論になるかは別としても、できるだけ一定の方向性はやはりもうそろそろ示す時期であろう。それで、先ほど委員長には、早くやりますから、その節はというお願いをしたわけです。そう考えたときに、この中にこの816を加えていただきたいなと思うのです。

(樫谷委員長) それはどうなんですかね。加えないといけないと思うんですが、いかがでしょう。

里見参事官、どうぞ。

(里見参事官) 事務局から、資料8-2の性格についてまず御説明申し上げます。この資料8-2の「平成24年度に評価を予定する規制の特例措置」の10件については、これまで評価委員会で時期を設定し、それを受けて本部長が決定した、あるいは、これまでの対応方針等で示されていたものを列挙しております。また、先ほど事務局から説明のあった今後、本部長に決定いただくべき評価時期も含まれておりますが、816につきましては既に平成23年度で評価を開始して、これを引き続き継続いただくということですので、これがいつまでかはまだよくわかりませんが、もしかして平成24年度に差し加わってくることもあるかもしれませんし、そうであれば引き続きお願いするというので、全

く排除するという意味ではございません。

(若月委員) そうですね。ただ、委員さん方にも、これだけ長い間やってきているわけですから、ある一定の期限と言うときつい言い方になりますけれども、大まかな議論のめどといったようなものを意識して意見を言っていたらかないと、これはなかなかそう簡単にまとまらない部分はある。そういう経緯があるのはわかりましたけれども、こういうような形の中に改めて明記をしておいていただいた方が、それぞれの部会の委員さん方もそれを頭に入れての御発言をいただけるだろうと。すると、部会長としてもそれなりの責任が果たせるので、その辺を御配慮いただきたいと思うのです。

(枝広事務局長代理) はい。書類上の整理の問題については、もう部会長の御懸念のないようにしっかりと整理をしていきたいと思っております。

それから、ちょっと委員長、よろしいでしょうか。補足をさせていただきたいと思えます。

今、事務局から説明をしました、ページで言いますと31ページですけれども、31ページに、過去、事務レベルで相手省庁と議論をしたけど、特区として、特例措置として未実現のままになっている案件がこれだけありますと。これを棚卸しをしていただきまして、改めて委員の先生方、専門家の見地から有用な特例措置として旗が立つものがあれば、是非そういう御議論をしていただきたいと、こういう趣旨のお願いであります。

何で第18次からなのかということなのですが、それ以前のものについては過去に同様に棚卸しの作業を一応終えているという意味で、今回は手付かずになっていた第18次から第20次までのそういうものを今回新たに議論の俎上に乗るかどうかについてのチェックをお願いをすると、こういうことでもあります。

それから、先ほど教育部会関係の特例措置816について、文科省の方から新たな提案、意見のようなものが出ました。一方で、これまで部会の御議論の中では多様な教育サービスの提供、こういう観点からの意義もあったというふうに理解をしております。これらの意見を十分、今後、部会の中で総合的に御議論していただけますように、事務局も必要な準備を進めてまいりたいと思っております。何卒よろしく願いいたします。

(樫谷委員長) はい。わかりました。そうすると、資料8-2の特例措置の評価予定に加えて、この294件の中で選んだものが場合によってはこの調査審議に追加されるのだと、こういうことになるのですか。31ページの部分が、場合によって追加されると、こう考えてよろしいですね。

(枝広事務局長代理) そうです、はい。

(樫谷委員長) わかりました。ありがとうございます。

ほかに何かございますか。

ちょっと私、気になっているところで、文科省の方から文科大臣が株式会社立学校についての廃止についても言及されたと聞いておまして、それはもちろん廃止ということも無いわけではないと思えますけれども、そう簡単に廃止するべきものでもないと思えます

ので、非常に特区の方が弾力的に使えるようになったということもありますので、特区の使い方ですね。今、株式会社立については非常にたくさん数が出ましたね。いろいろ弊害もあったし、けどもメリットも多かったと。特に80数%は、今度は学校法人に進むということで、非常にそういう意味では1つのステップとして使えるのではないかと、そんなような議論もできると思いますので、単なる廃止というのではなくて、その使い方も含めて御議論いただけたら大変助かりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

事務局の方も、できればそういう、はい、わかりました、廃止ということではなく、これは実は株式会社の病院も似たような課題がありまして、どういうふうになれば、うまく特区を使って、病院の場合、医療法人にするかという方向性もあるでしょうし、それから、そのまま継続するという方向もあるでしょうし、何も株式会社で株式公開するばかりがストーリーではないので、その使い方についての知恵も是非、御議論いただけたら幸いだと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。よろしいでしょうか。

はい、島本先生、どうぞ。

(島本委員) 私も若月委員と同様で、おざなりにしてしまうのは、だらだらやってしまうのはやはりよくないと思うのです。樫谷先生がおっしゃったとおり、メリットもあるし、使い方の問題があるのと、やはり既存の学校もあるので、そこはしっかり考えていかなければいけないのだと思うのです。

今回、この平成23年度案は、私はこれで了解したのですけれども、抜けてしまった形になってしまいますね。議論はしたけれども、表には出ないと。そうすると、何だろうと思う人もやはり出てしまうのだと思うのです。この平成24年度の検討対象にも今回、入らないということではないのですか。それを含めて。

(枝広事務局長代理) 議論は継続しておりますので、当然、年度は平成23年度、平成24年度とまたがりますけれども、平成24年度に引き続いて議論を進めていく、そういうことでございます。

(島本委員) ですから、継続審議という意味でよろしいわけですね。

(枝広事務局長代理) そうです。

(島本委員) 調整し切れなかったけれども、継続審議であると。

(枝広事務局長代理) そうです。

(樫谷委員長) そういう風にこちら、できれば書いておいてください。

どうぞ、先生。

(若月委員) 今、まさに島本委員はこの部会なのですけど、委員の中には、今、島本さんがおっしゃったような御懸念を持たれる方が必ずいらっしゃいますので、今、代理のおっしゃったことはよく私もわかっているのですけれども、やはりこういう1つの形として、これは明記をしておいて、十分そこら辺は配慮しますとおっしゃっていただきましたので。私はやはり、どこかアスタリスクでも付けて平成23年度からの継続でというので載せていただくというような形、何らかの形で残していただきたいなど。

今、島本委員がおっしゃるような懸念は皆さん持つと思うのですね。

(島本委員) そう、それも当初からかなり注目された案件がだんだんこう尻つぼみになって、何かぱっと消えちゃったというのはもったいないですからね。今まで随分時間も費やしてきたのですから、しっかり継続審議という形で形を残した方がいいと思います。

(枝広事務局長代理) はい。

(樫谷委員長) ほかに何かございませんか。

傍士委員、どうぞ。

(傍士委員) この294件というものの実現しなかった理由もいろいろあると思うのですが、やはり1つは、22ページの円グラフで952団体が未実施という、その未実施理由として、もしかしたら、これはそういう調査はされているかどうかわかりませんが、これだけ制度が複雑になってくることによる使いづらさとか、わかりづらさみたいな、そういうものがもしあって、そういう中で手を挙げる案件が少ないゆえに、これだけ、294件未実現ということになっているとすれば、何かそういう相談体制みたいなものというのは今、どういうふうになっているか、ちょっと教えていただきたい。

(樫谷委員長) どうぞ、和泉局長。

(和泉事務局長) では、幾つか補足をさせていただきます。

一応、事務局は従来、構造改革特区の担当とか、その制度割りになっておったのを平成22年からブロック担当をすべて決めて、一応、全市町村の担当者は決まっています。それは各市町村に、あなたの担当者はこの方ですよというのを全部流していますし、今、うちの職員は別に自分の担当制度だけではなくて、すべての制度を一応知っているという仕組みになっていますので、そういった意味では非常にコミュニケーションはよくなってきているということです。

ただし、非常に前向きにいろいろなことに取り組む首長さんがいるようなところと、そうではないところと差があるのですね。ですので、そういう意欲のある首長さんたちのところの事例を、その他に対して刺激になると思うので、なるべく我々もPRしていかななくてはならないと思っています。

先ほどの地域再生法の説明を、ちょっと補足させていただきます。27ページをご覧ください。

ここに「地域活性化制度の類型」、非常に理屈っぽい資料なのですが、こういった整理で今回の地域再生法の改正なり、構造改革特区法との一体活用を考えています。

横軸に選択と集中政策なのか、一般的・汎用的な政策なのかという軸があって、縦軸でございますけれども、A：地域独自のチャレンジをオーダーメイドで支援するというスタンスなのか、C：テーマも政策手段も全部国が1パッケージであてがう施策なのかと、こういう整理をしました。

そういった意味でいうと、昨年できた総合特区制度というのはAの選択と集中、これは33地区を指定した。一方、構造改革特区制度、地域再生制度というのは地域独自のチャ

レンジになりますけれども、地域再生は1, 524計画、構造計画1, 964計画、これはもう一般汎用、ただし、地域独自。地域再生はあめの制度、構造改革特区制度は規制改革の制度ということです。

片やC、この場では余り議論になりませんが、一番典型例がいわゆるこの辺でいうと六本木ヒルズとか、ああいった都市の再生を行う都市再生制度の中で整備地域を限定して、そこにいろいろな支援措置を投入する。そういったものが典型例です。特に昨年、都市再生特別措置法の改正があって、その中で、特に特定都市再生緊急整備地域とございますけれども、全部で11地域を限定して指定して、そこでの徹底した国際競争力強化等の都市再生を進める、これが典型です。

中心市街地活性化も108計画まで来ましたが、気持ちとしてはテーマも政策手段も国が1パッケージで差し上げて、選択と集中。片や、右の方を見ていただきまして、地方都市の規制市街地を社会資本整備総合交付金などを使って整備する都市再生整備計画、これ約2,000地区ですから、これはもうテーマも政策手段も国が1パッケージで与えるけれども、一般的・汎用的な政策と。

今回地域再生制度を見直すに当たって、単に延長したのでは意味はないので、Bというジャンルを考えたわけです。Bというジャンル、左側を見ていただくと、我が国経済社会の共通の重要なテーマがあります。ただ、そのテーマをずばり受ける国の政策制度はない。そこで、各自治体が苦勞していろいろ取り組んでいるわけです。そういったことをフォローしていこうと。そこに右の方にいっていただきますと、赤枠で特定地域再生制度とございます。

ポイント、どこが従来と違うのかと。そういった我が国経済社会にとっての共通の特定課題、先ほど里見から説明しましたが、少子高齢化社会における福祉、介護、医療とまちづくりの一体整備とか、人口減少における郊外住宅団地の対策とか、縦割りでみんなばらばらにやっている再生可能エネルギーとか、こういった問題。そういった課題を国が提示します。これは政令で決めますので必要なくなれば落とす。必要があれば追加する。

その②でございますが、そういった特定の政策課題を解決するための府省横断的な取り組みを行う先駆的な自治体を国が支援していくと。これは従来の地域再生制度以上に深掘りして支援していく。

③でございますが、その結果を踏まえて、政策・制度の改革を実現していきたいと。その際、当然あめだけではだめでございますので、この構造改革特区制度と一体でやっていく。結果、特定の政策課題に対する本来の府省におけるその制度が整備されれば、その段階でこのテーマの役割は終わり、という流れを考えています。

一番典型例が、いわゆる包括ケアなどについて、厚労省は平成25年度に本格運用とこう言っているわけですが、今、平成24年。各自治体はすごく苦勞してやっているわけでございます、そういったものをきっちり、この地域再生制度でプラットフォームをつくって受け止めて差し上げたい。また、この結果を踏まえて、厚労省がそういうことを考

えてくれることによって、実態からかけ離れた、中央官庁が頭で考えたような制度改正につながらないようにしていきたい。

そういった趣旨でございまして、淡々と説明すると極めてつまらない法改正のように見えますが、こういった枠組みの中でご覧いただくと、かなり意味がある。気持ちとしては、昨年つくった総合特区制度がトップランナーで、政策課題解決の突破口、こういう言い方をしましたが、今回の特定地域再生制度と構造改革特区制度の組み合わせは政策システムを改革する突破口にしていきたい、こういった違いがあるというふうに理解してございまして、先駆的な自治体に活用してもらえば、いろいろなことが、我が国のいろいろな制度に対する提案が出てくるのではないかと、こういう理解をしているわけです。これが1点目です。

もう1点は、地域再生制度は何でもありの制度です。したがって、農山漁村の振興や、あるいは商店街再生とか、アートのまちづくりとか、何でもあったのです。構造改革特区制度もしかりです。ただし、どちらかというところ、情緒的に言うとかわいらしいテーマが多かったと。

地域再生制度も構造改革特区制度も、制度的にはもっといろいろなドラスティックなことができる制度です。

具体的な1つの話をさせていただくと、御案内のとおり、日本の港は相対的な地位が年々低下し、そのことは日本の国際競争力の低下につながり、ひいては日本の産業の海外流出につながっているということがございまして、現在、事務局の中に、海運会社等のユーザーの立場に立って見たときに日本の京浜港というのはどういう問題を抱えているのかということに勉強する委員会を立ち上げました。出口の1つとしては、地域再生制度と構造改革特区制度の活用も念頭にございまして、どこまで回復するかわかりませんが、京浜港の国際競争力強化につなげるため、今後、各省との連携も含め、こうした少し大きなテーマも構造改革特区制度の中に取り込んで、地域再生と合わせて掘り起こしていきたいと思っています。これが2点目です。

3点目は、先ほど御質問があった31ページの棚卸しの関係でございましてけれども、新政権ができて、実はかなり政務ベースで第17次まで棚卸し1回やったのです。こういったことについて、これはどう進めていくかということなのですが、当然、政府の政務ベースの調整ということも大事ですが、一方で、政党にもいろいろな組織があって、与党・民主党の成長戦略・経済対策プロジェクトチームの下に特区・地域活性化・規制改革小委員会というのがございまして、関心を持つ国会議員により議論いただくということもございまして、こうしたことを通じて、本当に実が上がるようにしていきたいと思っています。

以上、少し補足でございまして、御報告させていただきました。

(樫谷委員長) ありがとうございます。

大変意欲的なことで、ありがとうございます。

今の局長のお話も含めまして何か御質問はございますか。



はい、島本委員、どうぞ。

(島本委員) 大変わかりやすい説明をどうもありがとうございました。

特にこの総合特区の方は国のリーダーシップが必要だと思うのですが、こちらの構造改革特区は仕掛けとしても地域分権をしっかりと推進できる枠組みなので、それをしっかりとすると政治的にも訴求力が出るし、いいと思うので、本当におっしゃった方向性というのはありがたいなというふうに、私も思います。

あとは、この棚卸しなどでも、もう少し世の関心を集めるようなものがあると、特区の存在感というのは出るのだろうなと思います。10個ぐらい選んでいただいていますけれども、もうちょっと効果がイメージできるようなものが本当はあるといいなというふうに思います。

(樫谷委員長) そういう意味では294の中でどういうものを選ぶかということも非常に重要になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

よろしいでしょうか。

よろしいですね。それでは、ありがとうございます。

最後に、これまで医療・福祉・労働部会の部会長として大変御尽力いただきました佐藤先生ですが、本年度末をもちまして任期満了、こういうことでございますので、誠に残念なのでございますけれども、佐藤委員より一言お願ひいたします。

(佐藤委員) 前回の任期更新するときに、ちょっと事情で難しいので3月31日までというふうにお願ひして更新していただいたということで、いろいろ御無理をお願ひしていたわけですが、非常にこれからも大事な仕組みだと思っておりますので是非進めていただければと思います。どうもありがとうございました。

(樫谷委員長) 大変ありがとうございました。

それでは、御意見、御質問がないようでございますので、本日はこれで閉会したいと思います。

どうもありがとうございました。

以上